

長崎市農業委員会 令和3年2月総会 議事録

1 日 時 令和3年2月25日(木) 14:00 開会
14:45 閉会

2 会 場 長崎市立図書館新興善メモリアルホール(長崎市興善町1番1号)

3 役 員 会長 平尾 政博
会長職務代理者 山口 眞佐栄

4 出席農業委員(17名)

赤瀬 孝則	井川 義英	石橋 一次	岩本 隆	後山 裕義
上川 満治	鳥越 悦子	永岡 亜也子	平尾 政博	松尾 隆治
峰 忠幸	森山 安男	柳川 八百秀	山口 邦俊	山口 眞佐栄
山崎 実男	山脇 貞雄			

4 欠席農業委員(2名)

岩永 一也 田平 孝廣

5 出席推進委員(1名)

岩尾 直己

(新型コロナウイルス感染拡大防止対策のため出席要請せず)

6 出席職員

【農委事務局】 平農地係長 岩崎主任 赤池主事

7 資 料 別添資料のとおり

○農政管理係主任 ただ今から令和3年2月農業委員会総会を開会いたします。本日の付議事項に係る議案につきましては、お手元に配付させていただいております。それでは、議事進行につきましては、農業委員会会議規則第4条に基づき、平尾会長にお願いいたします。

○議長 みなさん、こんにちは。本日は、大変お忙しい中、2月の農業委員会総会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。座って議事を進めさせていただきます。それでは、委員定足数の報告を事務局からお願いいたします。

○農政管理係主任 本日の総会につきましては、農業委員の出席は17名であり、在任委員の過半数が出席されておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項及び、長崎市農業委員会会議規則第6条により、総会は成立しておりますことをご報告いたします。また、昨今の新型コロナウイルス感染症の流行状況を鑑み、2月19日の運営委員会で協議をしまして、総会出席者を議決権のある農業委員に限らせていただく措置を取らせていただきますことを併せてご報告いたします。なお今後も状況を見ながら開催方法を判断して参りたいと思います。以上です。

○議長 それでは、議案の審議に入る前に、議事録署名人を私の方から指名させていただきます。山口眞佐栄委員と井川義英委員にお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○山口（眞）委員・井川委員（承諾）

○議長 それでは、総会を進めさせていただきます。なお、会議が円滑に進行しますように皆様方のご協力をお願いいたします。本日は付議事項が6件ございます。まず初めに、第1号議案、「農地台帳登載申請の承認について」、ですが、第2号議案「農地法第3条の規定による許可申請について」の1番及び2番と関連がございますので、併せて審議をいたします。それでは、事務局から議案の説明をお願いいたします。

○農政管理係主任 第1号議案について、ご説明いたします。議案書の1ページをご覧ください。農地に関する説明は、第2号議案の1番及び2番において説明いたしますので、本議案では申請者の就業状況や主な農機具等の内容について説明させていただきます。申請者は、1に記載のとおり、鶴の尾町にお住まいの〇〇さんです。世帯員の構成は、3に記載のとおり、本人とご主人、及び娘さんの3人で、年間の農業従事日数は合計400日として申請がっております。経営農地面積等につきましては、4に記載のとおり、申請者は、今回、農地法第3条により取得する古賀町の農地10筆で、たけのこや季節に応じた野菜、果樹などの栽培することとしております。収穫物につきましては、当面は自己消費となりますが、将来的には直売所等への出荷を行いたいとのこと。主な農機具等につ

きましては、5に記載のとおり、耕うん機1台、草刈機1台、軽トラック1台を所有しておられます。引き続き、農地に係る申請につきまして、農地係長から説明させていただきます。

○農地係長 それでは、第2号議案1番、2番についてご説明いたします。議案書の2ページをご覧ください。まず、1番は、鳥取市在住の〇〇さんが所有する、古賀町の農地5筆1,105㎡について、鶴の尾町の〇〇さん、〇〇さんが親子共有で贈与により取得し、所有権移転を行うための許可申請がなされたものでございます。続きまして2番は、鳥取市在住の〇〇さん、〇〇さん夫婦が共有する、古賀町の農地5筆868㎡について、鶴の尾町の〇〇さん、〇〇さんが親子共有で贈与により取得し、所有権移転を行うための許可申請がなされたものでございます。申請理由としましては、譲渡人が遠隔地居住により耕作管理ができないためであり、譲受人が新規就農のためでございます。申請地につきましてはスクリーンをご覧ください。航空写真でございます。古賀小学校の南東に位置しております。次が、拡大したものでございます。次が、現地の写真です。現地の写真があと4枚ほどございます。農地法第3条第2項の許可要件につきましては、第1号の全部効率利用要件は、不耕作面積もないため要件を満たしております。第4号の農作業常時従事要件は、農作業常時従事日数が、3人で400日ということで要件を満たしております。第5号の下限面積につきましては、今回の取得により経営面積が1,973㎡となり、新規就農の下限面積の1,000㎡の要件を満たしております。第7号の地域との調和要件におきましては、2月17日に赤瀬孝則農業委員立会いのもと現地を確認していただいて、特に問題ないとの意見をいただいております。説明は以上でございます。

○議長 ありがとうございます。ただ今、事務局から第1号議案及びこれに関連する第2号議案についての説明がございましたが、何かご意見、ご質問等ございませんか。

— 意見等なし —

○議長 ないようでしたら皆様にお諮りいたします。第1号議案について、原案のとおり承認すること及び、第2号議案1番及び2番について、当委員会において許可することに決定してよろしいでしょうか。

○委員全員 異議なし

○議長 ありがとうございます。第1号議案について、原案のとおり承認すること及び、第2号議案1番及び2番について、当委員会において許可することに決定いたします。続きまして、第2号議案「農地法第3条の規定による許可申請について」、事務局から3番以降の議案の説明をお願いします。

○農地係長 それでは、第2号議案3番についてご説明いたします。議案書は、3ページをご覧ください。本件は、西山4丁目の〇〇さんが所有する、西山4丁目の農地1筆142㎡について、西山4丁目の〇〇さんが贈与により取得し、所有権移転を行うための許可申請がなされたものでございます。申請理由としましては、譲渡人が農業経営規模縮小のためであり、譲受人が農業経営規模拡大のためでございます。申請地につきましてはスクリーンをご覧ください。航空写真でございます。西山ダムの北側に位置しております。次が、拡大したものでございます。次が、現地の写真です。農地法第3条第2項の許可要件につきましては、第1号の全部効率利用要件は、不耕作面積もないため要件を満たしております。第4号の農作業常時従事要件は、農作業常時従事日数が、2人で250日ということで要件を満たしております。第5号の下限面積につきましては、経営面積が2,802㎡であり、下限面積の2,000㎡の要件を満たしております。第7号の地域との調和要件におきましては、2月16日に岩本隆農業委員立会いのもと現地を確認していただいて、特に問題ないとの意見をいただいております。

続きまして、4番でございます。4番は、曙町の〇〇さんが所有する、琴海戸根町の農地1筆327㎡について、時津町在住の〇〇さんが売買により取得し、所有権移転を行うための許可申請がなされたものでございます。申請理由としましては、譲渡人が競売により取得していたが、債務が弁済されたことから元の所有者へ戻すためであり、譲受人が、もともと祖父名義だった農地を買い戻すためでございます。申請地につきましてはスクリーンをご覧ください。航空写真でございます。琴海中学校の南西に位置しております。次が、拡大したものになります。次が、現地の写真です。農地法第3条第2項の許可要件につきましては、第1号の全部効率利用要件は、不耕作面積もないため要件を満たしております。第4号の農作業常時従事要件は、農作業常時従事日数が、5人で520日ということで要件を満たしております。第5号の下限面積につきましては、経営面積が5,013㎡であり、下限面積の3,000㎡の要件を満たしております。第7号の地域との調和要件におきましては、2月17日に森山安男農業委員立会いのもと現地を確認していただいて、特に問題ないとの意見をいただいております。

続きまして、議案書は、4ページをご覧ください。第2号議案5番についてご説明いたします。5番は、現川町の〇〇さんが所有する、現川町の農地2筆1,633㎡について、子である現川町の〇〇さんが贈与により取得し、所有権移転を行うための許可申請がなされたものでございます。申請理由としましては、譲渡人が同一世帯内の子へ贈与するものであり、譲受人が父から贈与を受け、耕作管理を行うものでございます。申請地につきましてはスクリーンをご覧ください。航空写真でございます。JR現川駅の南東に位置しております。次が、拡大したものでございます。次が、現地の写真です。農地法第3条第2項の許可要件につきましては、第1号の全部効率利用要件は、不耕作面積もないため要件を満たしております。第4号の農作業常時従事要件は、農作業常時従事日数が、3人で900日ということで要件を満たしております。第5号の下限面積につきましては、経営面積が10,412㎡であり、下限面積の3,000㎡の要件を満たしております。第7号の地域との調和要件におきましては、2月17日に後山裕義農業委員立会いのもと現地を確認していただい

て、特に問題ないとの意見をいただいております。

続きまして、6番でございます。6番は、琴海村松町の〇〇さんが所有する、琴海形上町の農地1筆2,137㎡について、琴海戸根町の〇〇さんが売買により取得し、所有権移転を行うための許可申請がなされたものでございます。申請理由としましては、譲渡人が高齢で耕作管理ができないためであり、譲受人が農業経営規模拡大のためでございます。申請地につきましてはスクリーンをご覧ください。航空写真でございます。ニュー琴海病院の北西に位置しております。次が、拡大したものでございます。次が、現地の写真です。農地法第3条第2項の許可要件につきましては、第1号の全部効率利用要件は、不耕作面積もないため要件を満たしております。第4号の農作業常時従事要件は、農作業常時従事日数が、1人で200日ということで要件を満たしております。第5号の下限面積につきましては、経営面積が4,120㎡であり、下限面積の3,000㎡の要件を満たしております。第7号の地域との調和要件におきましては、2月17日に山脇貞雄農業委員立会いのもと現地を確認していただいて、特に問題ないとの意見をいただいております。

続きまして、議案書は、5ページをご覧ください。第2号議案7番、8番は関連がございますので併せてご説明いたします。7番は、川原町の〇〇さんが所有する、川原町の農地2筆288㎡について、川原町の〇〇さんが売買により取得し、所有権移転を行うための許可申請がなされたものでございます。申請理由としましては、譲渡人が、仕事が忙しく耕作できないためであり、譲受人が、農業経営規模拡大のためでございます。続きまして8番は、大阪府堺市在住の〇〇さんが所有する川原町の農地3筆352.68㎡について、川原町の〇〇さんが売買により取得し、所有権移転を行うための許可申請がなされたものでございます。申請理由としましては、譲渡人が、遠隔地居住で管理できないためであり、譲受人が、農業経営規模拡大のためでございます。申請地につきましてはスクリーンをご覧ください。航空写真でございます。三和中学校の南西に位置しております。次が、拡大したものでございます。次が、現地の写真です。農地法第3条第2項の許可要件につきましては、第1号の全部効率利用要件は、不耕作面積もないため要件を満たしております。第4号の農作業常時従事要件は、農作業常時従事日数が、2人で250日ということで要件を満たしております。第5号の下限面積につきましては、経営面積が9,948.68㎡であり、下限面積の3,000㎡の要件を満たしております。第7号の地域との調和要件におきましては、2月16日に田平孝廣農業委員立会いのもと現地を確認していただいて、特に問題ないとの意見をいただいております。説明は以上でございます。

○議長 ありがとうございます。ただ今、事務局から第2号議案3番から8番について説明がございましたが、何かご意見、ご質問等ございませんか。

— 意見等なし —

○議長 ないようでしたら皆様にお諮りいたします。第2号議案3番から8番について、当委員会において許可することに決定してよろしいでしょうか。

○委員全員 異議なし

○議長 ありがとうございます。第2号議案3番から8番について、当委員会において許可することに決定いたします。続きまして、第3号議案「農地法第4条の規定による許可申請について」事務局から議案の説明をお願いいたします。

○農地係長 それでは、第3号議案1番についてご説明いたします。議案書は6ページをご覧ください。本件は、千葉市在住の〇〇さんが所有する蚊焼町の農地1筆について、駐車場・宅地・道路として利用する目的で申請が出されたものでございます。本件につきましては、昭和51年11月頃から既に駐車場宅地・道路として利用しており、追認許可申請となっております。なお、申請受付前に県に報告した結果、追認許可相当との判断がなされているところでございます。申請地につきましてはスクリーンをご覧ください。航空写真でございます。三和地域センターの西に位置しております。次が、拡大したものでございます。当該地は、農用地区域外の農地で甲種農地、第1種農地、第3種農地のいずれの要件にも該当しない、第2種農地に該当するものと判断されます。次が、利用計画図でございます。もともと1筆であった〇〇の地番を〇〇と〇〇に分筆し、〇〇については既に売却しておりますが、売却にあたり〇〇の土手部分が崩れたため、昭和51年に許可を得ずに石垣とコンクリートで補強され、駐車場や通路として使用しております。赤い枠の部分が申請部分ですが、駐車場のところについては、平坦な部分に3台の駐車が可能となっております。雨水排水については、自然流下となり、汚水、生活雑排水は発生いたしません。次が、現地の写真です。こちらが駐車場部分の写真、次が通路・宅地・石垣部分の写真でございます。立会いにつきましては、2月16日に田平孝廣農業委員、松本貞幸推進委員をお願いし、隣接農地への影響について、雨水排水の状況、境界等、特に問題はないとの意見をいただいております。説明は以上でございます。

○議長 ありがとうございます。ただ今、事務局から第3号議案についての説明がございましたが、何かご意見、ご質問等ございませんか。

— 意見等なし —

○議長 ないようでしたら皆様にお諮りいたします。第3号議案について、許可意見を付して知事に進達することに決定してよろしいでしょうか。

○委員全員 異議なし

○議長 ありがとうございます。第3号議案について、許可意見を付して知事に進達することに決定いたします。続きまして、第4号議案「農地法第5条第1項の規定による転用許可申請について」事務局から議案の説明をお願いいたします。

○農地係長 それでは、第4号議案1番についてご説明いたします。議案書は、7ページをご覧ください。本件は、西海町在住の〇〇さんが所有する、西海町の農地3筆について、〇〇が、ゲートボール場及び自治会集会所として利用する目的で申請が出されたものでございます。本件につきましても、平成2年頃から既にゲートボール場・自治会集会所として利用しており、追認許可申請となっております。なお、申請受付前に県に報告した結果、こちらも追認許可相当との判断がなされているところでございます。申請地につきましてはスクリーンをご覧ください。航空写真でございます。明誠高校の南西に位置しております。次が、拡大したものでございます。当該地は、市街地の区域又は市街地化の傾向が著しい区域内にある農地で、第3種農地に該当するものと判断されます。次が、現況平面図でございます。当該地は昭和56年頃の琴海町時代に、西海川改修拡幅工事に伴う残土により、周辺の休耕田を農地改良により嵩上を行い、表土を入れて畑に転換しておりましたが、平成2年6月に不耕作であった当該地を、地域の老人会のゲートボール場及び駐車場、児童の遊び場等として無償で貸借し、また、〇〇集会場が手狭であったことから、第2集会場及びゲートボール時の休憩所として、〇〇がプレハブ建物を建築しております。雨水排水については、自然流下となり道路側溝に放流され、汚水については汲み取り、生活雑排水は雨水と同じく道路側溝に放流となっております。次が、現地の写真でございます。立会につきましては、2月17日に森山安男農業委員にお願いし、隣接農地への影響について、雨水排水の状況、境界等、特に問題はないとの意見をいただいております。説明は、以上でございます。

○議長 ありがとうございます。ただいま、事務局から第4号議案についての説明がございましたが、何かご意見、ご質問はございませんか。

— 意見等なし —

○議長 ないようでしたら皆様にお諮りいたします。第4号議案について、許可意見を付して知事に進達することに決定してよろしいでしょうか。

○委員全員 異議なし

○議長 ありがとうございます。第4号議案について、許可意見を付して知事に進達することに決定いたします。続きまして、第5号議案「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の作成について」事務局から議案の説明をお願いいたします。

○農地係長 それでは、第5号議案1番についてご説明いたします。議案書は、8ページをご覧ください。まず1番は、琴海形上町の〇〇さんが所有する、琴海形上町の農地1筆2,040㎡について、長崎県農業振興公社が10年間の使用貸借により、利用権の新規設定を

行い、公社が中間管理権を取得するものでございます。また、今、説明いたしました農地1筆2,040㎡について、10年間の使用貸借により、琴海戸根町の〇〇さんへ利用権の設定を行うものでございます。設定後の経営面積は、14,318㎡となり、利用につきましては普通畑を予定しております。申請地につきましてはスクリーンをご覧ください。航空写真でございます。ニュー琴海病院の北西に位置しております。次が、拡大したものになります。次が、現地の写真です。現地調査は、1月18日に山脇貞夫農業委員立会いのもと現地を確認していただいて、特に問題ないとの意見をいただいております。

続きまして、2番でございます。2番は、琴海形上町の〇〇さんが所有する琴海形上町の農地2筆1,666㎡について、長崎県農業振興公社が10年間の使用貸借により利用権の新規設定を行い、公社が中間管理権を取得するものでございます。また、今、説明いたしました農地2筆1,666㎡について、10年間の使用貸借により、琴海村松町の〇〇さんへ利用権の設定を行うものでございます。設定後の経営面積は、6,021㎡となり、利用につきましては普通畑を予定しております。申請地につきましてはスクリーンをご覧ください。航空写真でございます。ニュー琴海病院の北西側に位置しております。次が、拡大したものになります。次が、現地の写真です。現地調査は1月18日に山脇貞夫農業委員立会いのもと現地を確認していただいて、特に問題ないとの意見をいただいております。

続きまして、議案書は9ページをご覧ください。第5号議案3番についてご説明いたします。3番は、本河内3丁目の〇〇さんが所有する、本河内3丁目の農地4筆2,057㎡について、長崎県農業振興公社が10年間の使用貸借により利用権の設定を行い、公社が中間管理権を取得するものでございます。また、今、説明いたしました農地4筆2,057㎡について、10年間の使用貸借により、田手原町の〇〇さんへ利用権の設定を行うものでございます。設定後の経営面積は、2,057㎡となり、利用につきましては普通畑を予定しております。申請地につきましてはスクリーンをご覧ください。航空写真でございます。本河内高部ダムの南側に位置しております。次が、拡大したものになります。次が、現地の写真です。現地調査は2月16日に岩本隆農業委員立会いのもと現地を確認していただいて、特に問題ないとの意見をいただいております。説明は以上でございます。

○議長 ありがとうございます。ただ今、事務局から第5号議案について説明がございましたが、何かご意見、ご質問はございませんか。

— 意見等なし —

○議長 ないようでしたら皆様にお諮りいたします。第5号議案について、計画相当と認めることに決定してよろしいでしょうか。

○委員全員 異議なし

○議長 ありがとうございます。第5号議案について、計画相当と認めることに決定い

たします。続きまして、第6号議案「非農地の判断について」事務局から議案の説明をお願いいたします。

○農地係長 第6号議案についてご説明いたします。議案書は10ページをご覧ください。個別案件についてご説明いたします。申出件数が2件、合計筆数が2筆、合計面積で787㎡について、非農地通知申出書が提出されております。

まず、1番は、浜平2丁目在住の〇〇さんが所有する坂本2丁目の農地1筆で、面積は579㎡でございます。申請地につきましては、スクリーンをご覧ください。航空写真でございます。坂本小学校の南側に位置しております。次が、拡大したものでございます。次が、現地の写真です。現地の立会いは、2月16日に岩本隆農業委員をお願いしております。

続きまして2番は、福岡県遠賀郡岡垣町在住の〇〇さんが所有する、さくらの里3丁目の農地1筆で、面積は208㎡でございます。申請地につきましては、スクリーンをご覧ください。航空写真でございます。新長崎漁港の北西側に位置しております。次が、拡大したものでございます。次が、現地の写真です。現地の立会いは、2月18日に井川義英農業委員をお願いしております。説明は以上でございます。

○議長 ありがとうございます。ただいま事務局から第6号議案について説明がございましたが、何かご意見、ご質問等ございませんか。

— 意見等なし —

○議長 ないようでしたら皆様方にお諮りいたします。第6号議案について、原案のとおり承認することとしてよろしいでしょうか。

○委員全員 異議なし

○議長 ありがとうございます。第6号議案について、原案のとおり承認することに決定いたします。それでは引き続き、報告事項に入ります。報告事項1「事務局長専決事項の報告について」事務局から説明をお願いいたします。

○農地係長 それでは、報告事項の資料の、まず1ページをご覧ください。農地法第3条の3の規定により、相続等の届出等が義務づけられているもので、先月は、3件の届出がありました。続きまして、資料の2ページから3ページをご覧ください。農地法第4条第1項第8号の市街化区域内での転用の届出が、11件提出されております。続きまして、資料の4ページから5ページをご覧ください。農地法第5条第1項第7号の市街化区域内での権利の移動が伴う転用の届出が、8件提出されました。合計22件提出され、すべて事務局長専決処分といたしました。以上で報告を終わります。

○議長 ありがとうございます。続きまして、報告事項2「長崎県農業会議常設審議委員会について」私の方から報告いたします。会議は、2月10日に開催されました。資料は、6ページと7ページになります。農地法第4条及び第5条転用許可申請諮問案件につきましては、今月は当委員会からの諮問案件はございませんでした。諮問案件の件数等につきましては、資料をご確認ください。報告は以上です。

続きまして、その他の事項に入ります。その他の事項1「令和3年度 運営委員会・総会開催日程について」事務局から説明をお願いいたします。

○農政管理係主任 それでは、その他の事項の冊子をご覧ください。1ページ及び2ページに、令和3年度の運営委員会の日程及び総会の開催日程の予定表を掲載しております。運営委員会及び総会の開催日につきましては、総会での議案になる農地法にかかる許認可申請などの受付期間及び、申請受付後の現地調査の期間、並びに申請書の県への進達日を考慮して予定を組んでおります。なお、開始時間につきましては、基本的には14時から、会場につきましては、運営委員会は、事務局会議室、総会は、新興善メモリアルホールを使用する予定としております。説明は以上です。

○議長 ありがとうございます。この件について皆様から何かご意見・ご質問等ございませんか。

— 意見等なし —

○議長 ないようでしたら、続きまして、その他の事項2「全国農業新聞の定期購読者の獲得について」及びその他の事項3「農業委員・農地利用最適化推進委員活動記録カードの提出について」事務局から説明をお願いいたします。

○農政管理係主任 それでは、その他の事項2、3についてまとめてご説明いたします。まず、資料の3ページをご覧ください。全国農業新聞の購読者の獲得についてですが、令和2年度の目標部数は148部に対し、先月の報告以降2件の新規申し込みがあり、現在の購読部数は137部となりました。今月22日までに申し込みがあった分が令和2年度の実績となりますので、この137部が令和2年度の実績となります。目標には11部足りない結果となりましたが、委員の皆様におかれましては、1年間、加入推進活動を行っていただきありがとうございます。今後とも継続した活動をお願いいたします。

続きまして、活動記録カードの提出についてですが、資料は4ページと5ページになります。令和2年度下半期の活動記録集計表を記載しております。農地利用最適化交付金の実績見込報告を行う時期となっておりますので、活動記録表の提出を忘れていたり記録表への記載漏れの活動がないか等、再度確認をお願いします。説明は以上でございます。

○議長 ありがとうございます。この件につきまして、皆さんから何かご意見、ご質問

等ございませんか。

— 意見等なし —

○議長 ないようでしたら、その他に皆様方から、ご意見・ご質問・各地域からのご報告などございませんか。

— 意見等なし —

○議長 ないようでしたら、それでは最後にその他の事項4「令和3年3月、4月の行事予定について」事務局から説明をお願いいたします。

○農政管理係主任 それでは、資料の6ページをご覧ください。初めに、3月の予定です。記載のとおり、人・農地プラン実質化の推進に係る集落会議が5地区で開催される予定となっております。農林振興課からの文書を総会の開催案内と一緒に送りさせていただいておりましたが、担当地区の委員の皆様はご協力いただきますようお願いいたします。また、担当の推進委員さんにも再度ご連絡いただきますよう、併せてお願いいたします。10日水曜日、長崎県農業会議常設審議委員会が13時30分から長崎県農協会館で開催され平尾会長が出席される予定です。11日木曜日、13時30分から令和2年度農女性の農業委員会活動推進シンポジウムがオンライン配信されることとなっております。詳細につきましては、改めて連絡させていただきます。22日月曜日14時から運営委員会、29日月曜日14時から3月の総会を開催する予定です。

次に、4月の行事予定です。9日金曜日、長崎県農業会議常設審議委員会、21日水曜日農業委員会運営委員会、28日水曜日、農業委員会総会を開催する予定をしております。以上で3月・4月の行事予定のお知らせを終わります。

○議長 ありがとうございます。以上をもちまして2月の農業委員会総会を終了させていただきます。大変ご苦労様でした。

議長
(平尾 政博)

議事録署名人
(山口眞佐栄)

議事録署名人
(井川 義英)
